

意見書（案）第14号

「放射能汚染土」の再利用の中止・撤回を求める意見書

上記の意見書（案）を別紙のとおり提出する。

令和7年3月27日

三鷹市議会議長 伊藤俊明様

提出者	三鷹市議会議員	野村羊子
賛成者	〃	紫野あすか

「放射能汚染土」の再利用の中止・撤回を求める意見書

環境省は、福島第一原発事故後の除染で発生した「除去土壌（放射性物質を含む汚染土）」を全国の公共事業等で「復興再生利用」するため、県外最終処分に向けたこれまでの取組の成果と2025年度以降の進め方（案）（中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略 成果の取りまとめ）に対する意見募集（パブリックコメント）を新たに開始した。

これに先立って、環境省は原発事故後の除染で生じた除去土壌を復興再生利用するための省令改正案への意見募集をしたが、実に12万8,000通もの意見が寄せられた。これは、多くの国民が放射能汚染土の再利用に対し不安を持ち、汚染土の拡散はすべきではないと感じていることを示しているものである。

そもそも、人体に悪影響を与える放射性物質は集中管理が原則である。今回の再利用では、埋めてある汚染土を掘り返し、トラックに積載し、運搬し、工事現場で投入する。その作業の全ての段階で、ちり、ほこりと一緒に放射性物質が拡散する。

また、汚染土の利用場所や用途の制限が行われていない。軟弱地盤のある場所や地滑り地など、飛散、流出のリスクが高い場所でも十分な検討を行うとされており、利用制限がされていないため、将来的な土砂崩れ、災害等での放射性物質の拡散の危険性がある。

放射能基準のダブルスタンダードや、「復興再生利用」には法的根拠がないことなど、問題が山積みのまま、丁寧な住民説明もなく、放射性汚染土の再利用、拡散を強引に推し進めることは到底許されるものではなく、未来の世代にツケを残すものである。

よって、本市議会は、政府に対し、放射能汚染土の再利用の中止、撤回を強く求める。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和7年3月27日

三鷹市議会議長 伊藤俊明